

文化庁の移転に向けた京都府警察本部本館整備基本計画  
(概要版)

京 都 府

## 目 次

1	基本計画の策定	・・・	1
2	庁舎整備におけるコンセプト（素案）	・・・	2
3	庁舎整備における基本的な考え方（素案）	・・・	3
4	保存活用計画	・・・	6
4-1	建物概要等	・・・	6
4-2	保存・活用の考え方	・・・	10
4-3	建物の特徴等	・・・	13
5	耐震性を評価・検討するための課題	・・・	16
5-1	京都府警察本部本館の耐震性能	・・・	16
5-2	耐震診断計算の診断法	・・・	17
5-3	耐震診断計算に用いる基準	・・・	19
6	計画敷地の位置及び現況（平成30年3月時点）	・・・	20

## 1 基本計画の策定

### (1) 目的

文化庁の移転については、「政府関係機関移転基本方針」(平成28年3月22日 まち・ひと・しごと創生本部決定)等において、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転するとされ、「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」(平成29年7月25日 文化庁移転協議会)において、現京都府警察本部本館を文化庁の移転先とすることがとりまとめられた。

現京都府警察本部本館建物は、京都で行われた昭和天皇の「即位の礼」に合わせて建設された京都の近代化遺産であり、その保存・継承が 文化的価値が高いことを選定理由のひとつとしている。

本業務は、文化庁の移転先として決定した現京都府警察本部本館を含む文化庁庁舎の施設整備にあたり、理念や整備の考え方、敷地利用計画、施設の必要規模・性能、利用形態、防災性、意匠性、既存施設の歴史的価値の保存、構造安全性の確保等に係る基本的事項を「基本計画」としてとりまとめることを目的とする。

### (2) 専門家への意見聴取

本基本計画の策定に当たり、次の方から、京都府警察本部本館の耐震改修や保存・活用の方法、増築する建物の考え方などについて、専門的な知見をいただいた。

氏 名	所 属
石田 潤一郎	京都工芸繊維大学教授
西山 峰広	京都大学大学院教授
門内 輝行	大阪芸術大学教授、京都大学名誉教授

※ 敬称略、氏名五十音順

※ 所属は平成30年3月15日時点

## 2 庁舎整備におけるコンセプト（素案）

（参考 新文化庁のコンセプト（骨子素案）：文化庁）

### (1) 歴史的建造物の保存と活用

- 歴史的・文化的価値のある建物を適切に保存しつつ、国(中央官庁)の庁舎としての品格と機能性を併せ持つこと。
- 建物の設計当時の意図を明確に伝えている外観・内部意匠の保存・復原にあたっては、部位ごとに丁寧に保存・復原方針を定めること。

### (2) 文化の保存（集積）と活用（発信・再生）

- 文化行政の中核拠点として情報発信機能を備えていること。
- 展示・情報・交流・イベントスペースなど『日本文化・文化行政の国内外へのショールーム』の役割を担うとともに、国所有の美術作品、文化財等の収蔵施設を確保する。
- 文化財や伝統的な文化を蓄積しながら、同時に創造的なイノベーションを推進する京都の特徴を活用する。

### (3) 働きやすさ・親しみやすさ

- 働き方改革に合致する機能性と快適さを兼ね備えた、良質な執務環境の確保と、未来志向のオフィスとする。
- 将来の機構改革にも柔軟に対応できるように、建物の保存と耐震性に留意しつつ、可能な範囲でオープン化を図る。
- 来庁者にもわかり易く親しみやすいフロー計画とする。

### (4) 安全・安心

- 災害対策基本法の指定行政機関として 必要な耐震性を備えると共に、被災時にも 業務継続を可能とするための諸室などを適切に確保する。
- 危機管理のため 来庁者と職員の利用エリアの明確化を行うとともに、セキュリティに十分対応していること。

### (5) 調和とやさしさ

- 地区全体の景観形成、街づくりとの調和、緑地の確保、地球温暖化への対応、地域と調和し、地球とすべての人にやさしい施設とする。
- 地球温暖化対策、地域木材の利用の推進と 建物・設備の長寿命化などライフサイクルコストの低減を進める。
- バリアフリー化、ユニバーサルデザインなど全ての人にやさしい施設とする。

### 3 庁舎整備における基本的な考え方（素案）

（参考 新庁舎整備における基本的な考え方（骨子素案）：文化庁）

文化庁が移転する庁舎については、京都府警察本部本館を改修するとともに、新たに 3,000 m<sup>2</sup>程度の増築が必要となる。

本庁舎整備においては、文化芸術基本法第 28 条第 1 項において「国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする」とされていることなどを踏まえ、京都府警察本部本館と増築建物との調和とともに、京都府庁旧本館など京都府庁敷地内や京都府庁周辺環境との調和に努めることとする。

#### (1) 京都府警察本部本館の歴史的な建築物としての保存・活用

- 京都府警察本部本館が建てられた歴史を踏まえ、外部有識者からの建築的評価を受けながら、外観や内部装飾の保存箇所、保存・活用方法を具体的に検討する。
- 保存・活用計画の策定内容を実施するにあたり、「京都市歴史的建築物保存及び活用条例に基づく保存建築物条例」への登録により 建築基準法適用除外の指定を受ける検討を行う。

#### (2) 構造・性能など

- 庁舎は構造の耐震安全性目標においては「大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることであり、人命の安全確保に加えて十分な機能確保」が 図られなければならない。
- 建築非構造部材は「大地震後、災害応急対策活動や被害者の受け入れの円滑な実施、又は危険物管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動などが発生しないことを目標とし人命の安全確保に加えて十分な機能確保」が図られていなければならない。
- 建築設備においても「大地震後の人命の安全確保及び二次被害の防止」が図られると共に「大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続可能」としなければならない。
- その他 台風などの自然災害時、火災など人的災害時に対しても機能確保が可能としなければならない。

#### (3) 本館及び増築部分（別館）のゾーニングについて

##### ア 本館について

- 京都府警察本部本館を保存・活用する意義、ロケーション等を鑑み、本館に長官室など新組織の中枢部を置く。
- セキュリティ、来庁者の利便性を考慮し、長官室等幹部室は集中配置

とすることで検討を進める。

- 本館地下 1 階は、耐荷重等を考慮し、機械室、電気室、倉庫等を集中配置することで検討を進める。

#### イ 増築部分(別館) について

- 外部からはバリアフリー対応のアプローチとする。
- 増築部分(別館) と本館の各階の連絡通路はフローアごとに設け、バリアフリー化により移動可能とする。
- 一般開放の文化発信機能スペースを配置し、TV会議の可能な会議室と一般の会議室を配置する。
- 恒温恒湿の設備とガス系消火設備を整えた文化財保管庫及びフィルム保管庫を設ける。

#### (4) 執務室などの面積・構造・仕様などについて

##### ア 執務室について

- 組織改編の趣旨及び将来の可変性を考慮し、耐震性に支障のない範囲で大部屋化(同一室に複数課の入居)を図る。
- 面積配分は定員数を基本とし、国土交通省の「新営一般庁舎面積算定基準」をベースに算定する。
- 床をOAフローア化とする。
- 耐荷重の観点から、密集書架は執務室内には配置しないこととし、書架の配置数、場所についても制限する。
- セキュリティ・防災の観点から、廊下側のガラス窓は原則閉鎖とする。

##### イ 会議室、その他の諸室について

- 会議室、打合わせスペースは原則共用化し、会議室等については、無線LANの設備が設置可能な施設とする。
- 倉庫は文化財保管庫等、特殊仕様のもを除き、定員数に応じた面積配分を行うと共に 外部倉庫を利用している場合も、可能な範囲で新庁舎へ移設する。
- 倉庫、書類保管庫は 耐荷重、温湿度管理を考慮した 構造・設備とする。

##### ウ その他

- エレベーターは本館(人用)、増築部分(別館)(人荷用)、共に バリアフリー対応の2機とする。
- 多目的トイレを各階に設置するなど バリアフリー化を進める。
- 女性用トイレの増設、男女別休養室の設置、リフレッシュルームの設置など、良好な勤務環境を確保するように努める。

(5) 配置計画等について

- 増築部分(別館)の配置は、街路からの都市景観に配慮した配置計画を行うと共に、本館及び旧府庁本館(重要文化財)との相互間の景観的な影響を配慮した、良好な配置計画を行なう。
- 植栽など外部環境の整備も、都市景観、街路景観に加え、府庁舎敷地内の複数の建物の相互間の環境にも配慮する。

(6) 本館の建築基準法上の「既存不適格」について

昭和3年建築の本館は 建築基準法施行以前の建物であり、現行の同法令下では「既存不適格」の扱いとなる箇所が複数箇所存在する。

「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」による登録の有無にかかわらず、関係当局と協議し、必要箇所は 是正する必要がある。

## 4 保存活用計画

### 4-1 建物概要等

#### (1) 概要

ア 名称	京都府警察本部本館
イ 計画区域(住所)	京都市上京区下立売通新町西入藪之内町 (京都府庁敷地内)
ウ 棟数	1棟
エ 建設年度	昭和3年(1928年) (「警察廳舎建築綴」(工事請負契約書による):行政文書)
オ 設計者	京都府営繕課
カ 施工者	清水組(現(株)清水建設)
キ 構造・規模	鉄筋コンクリート造・地上3階 地下1階 塔屋
ク 面積	建築面積 1,060 m <sup>2</sup> 延べ床面積 4,280 m <sup>2</sup>
ケ 高さ	14.64m
コ 所有者	京都府





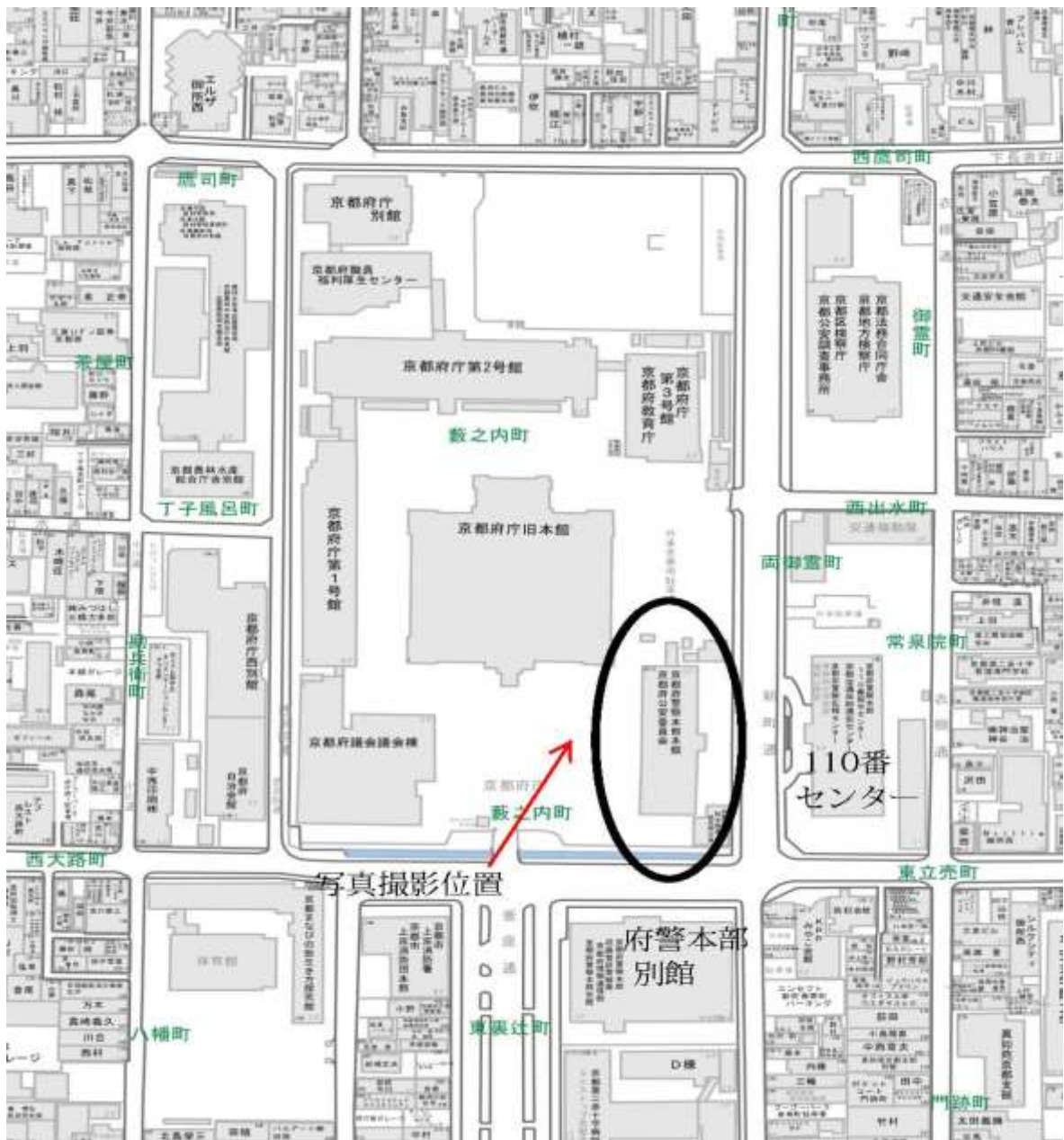
(2) 改修履歴

(平成 28 年耐震診断報告書による)

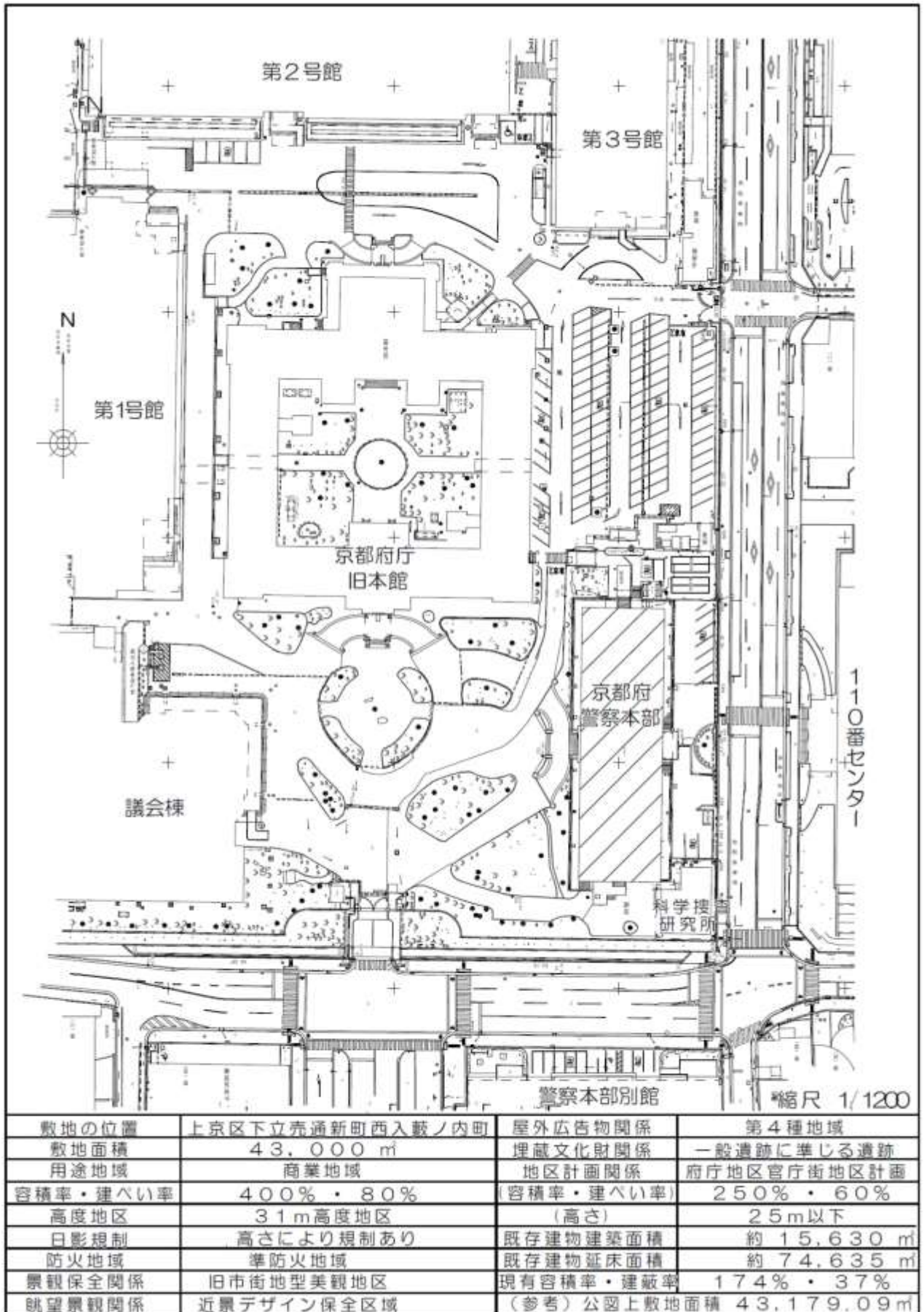
昭和 56 年	玄関改修
昭和 58 年	屋上防水改修
昭和 61 年	事務室改修
平成 5 年	女子便所改修
平成 8 年	装備課・警務課・旧地域課 他改修
平成 11 年	耐震診断調査
平成 14 年	屋上防水改修
平成 15 年	屋上防水改修
平成 16 年	2 階便所改修
平成 17 年	3 階便所改修
平成 23 年	地下 1 階入札室改修
平成 24 年	天井改修
平成 28 年	耐震診断建物調査 (第 2 次診断法)

(※各室名は現状の室名による)

(3) 付近見取図



(4) 配置図



## 4-2 保存・活用の考え方

### (1) 建設経緯

石田氏によれば次のとおりである。

昭和大礼の挙行を契機として、警察部庁舎の新築の議が起き、昭和2年(1927)7月の臨時議会で50万2384円の建設費予算案を議決、同年9月18日着工、翌3年(1928)3月31日定礎式を経て、7月31日に竣工に至り、8月20日に落成式を挙行了た。

設計の体制は、設計図の印鑑から見て、京都府営繕課「主任」十河安雄、「調査」宝力栄六、「設計」馬場、宮本、本野、「製図」田坂らによると考えられる。

十河安雄は、京都府警察本部本館のほか、京都府立医科大学附属図書館(1929年)、同臨床講義棟(1930年)、京都府立第一高等女学校(本館：1934年、図書館：1938年)、京都府師範学校附属小学校校舎(1938年)の設計を担当し、また、紫明会館(1932年)の工事監督を務めている(石田 2018)。



竣工当時の西側姿

(京都府警察本部所蔵)

## (2) 建物の特徴及び歴史的価値

石田氏は 京都府警察本部本館の歴史的価値について、次のようにまとめている。

当建築は昭和3年(1928)に建設され、府庁旧本館と一体となって良好な歴史的景観を形成してきた。外観意匠においてはモダニズムの美学に沿った明解な幾何学形態の中にロマネスク様式に基づく細密な装飾をちりばめる。これは昭和初期の庁舎、オフィスビル建築で登場した新しい手法に沿うもので、その中にあっても特に洗練された秀作と評価できる。室内意匠も密度高く、また保存状態もよい。これらのことから、京都府警察本部本館の歴史的価値は高いと考えられる(石田 2018)。

## (3) 保存活用の考え方

より高度な社会資本整備が求められる中で、歴史的建造物である京都府警察本部本館の建物の保存・継承に当たっては、歴史・文化・まちづくりへの十分な配慮と、施設機能の向上・長寿命化の両立が最も重要である。

## (4) 保存活用方針

京都府警察本部本館の歴史的・文化的価値に基づき、保存活用方針を以下のとおり策定する。

### ア 基本方針

- ① 旧市街地型美観地区・近景デザイン保全区域の歴史的景観に配慮する。
- ② 現役の昭和初期の官庁建築という建築学・歴史的価値に配慮する。
- ③ 機能的なオフィスビルとなるよう配慮する。
- ④ 京都府庁旧本館とのバランスやまちづくり、景観の観点に配慮する。

### イ 外部意匠等について

外観の保存に努める。特に最大の特徴である西面・東面の玄関廻り及びこの上階部分、1階南面出入口については保存し、その他については、部位ごとに改修内容を丁寧に検討した上で、改修にあたっては既存施設及び周辺環境との調和に十分配慮する。

### ウ 内部意匠等について

- ① 玄関ホール、階段室については保存に努め、2階警察本部長室並びに3階会議室及び警務部長室については、天井の中心飾りなど特に意匠的密度が高いので、価値に十分配慮する。その他については、機能性確保に配慮しつつ、可能な範囲で保存・復原に努める。
- ② その他については、保存部分との調和に十分配慮する。

### エ 構造体等について

- ① 耐震補強にあたっては、機能性を確保しつつ、外観のイメージを損なわない様配慮する。

② 劣化した構造体の改修にあたっては、保存部分との調和に十分配慮する。

オ 設備等について

電気設備及び機械設備については、機能性を確保しつつ、保存部分との調和に十分配慮する。

カ 景観等について

① ドライエリア擁壁については、機能性及び安全性を確保しつつ、外観の保存に努める。

② 敷地内の樹木等については、構内の景観に配慮する。

キ その他

歴史的建造物を保存・活用することにより、永年にわたり培われてきた府庁地区官庁街の伝統的な環境及び文化に配慮するとともに、より開かれた施設とすることにより、我が国の文化行政を担当する政府機関が入居するにふさわしい庁舎となるよう、整備を行うものとする。

ク 保存活用の為の諸手続き

歴史的な価値を有する建築物を安全に保存し、活用することで、将来へ継承する制度として「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」の活用を検討する。

4-3 建物の特徴等

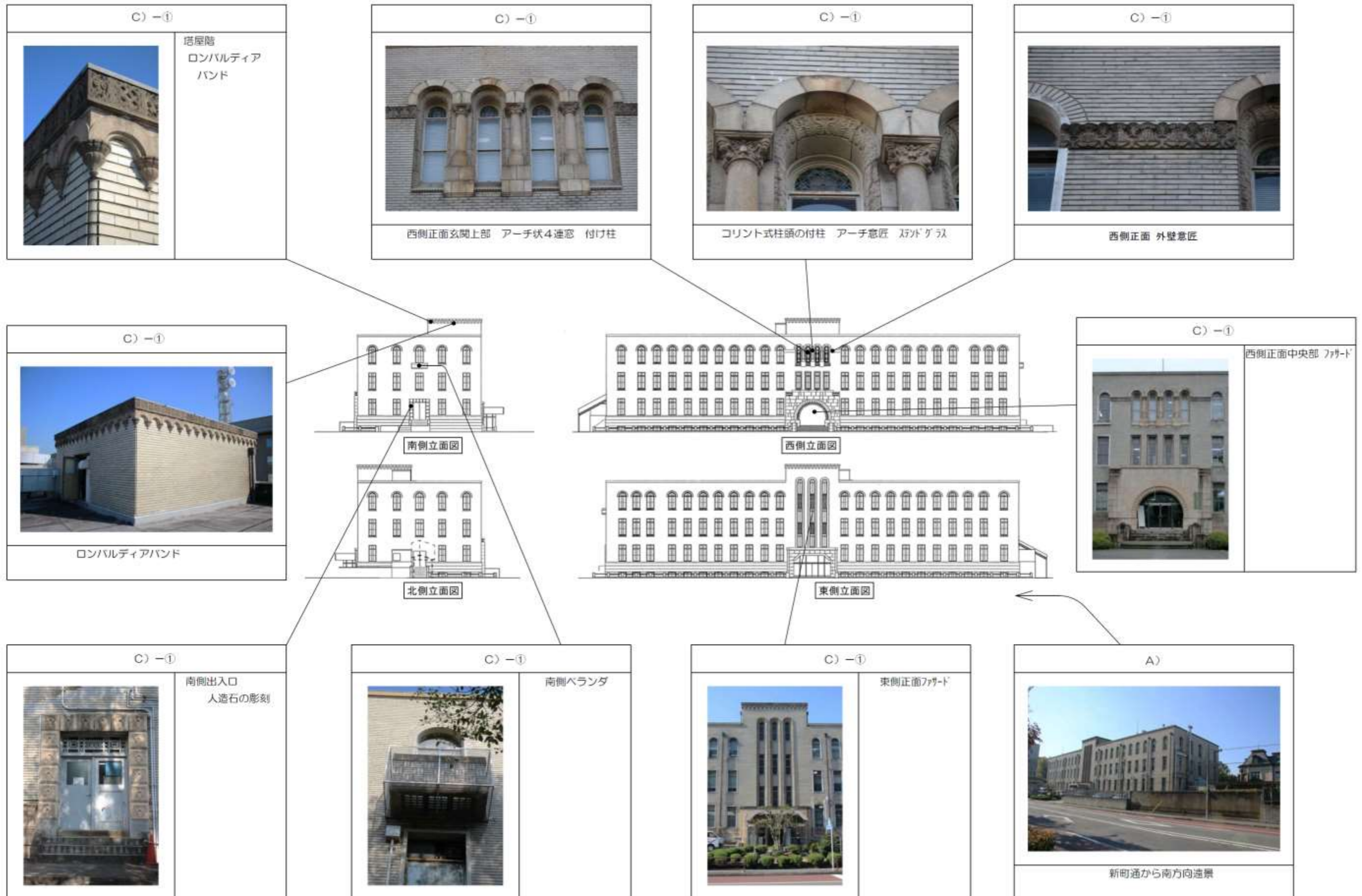
部 位		特 徴 等
A) 環 境		本建物は 府庁敷地正門から入ると、正面の旧府庁本館(明治38年竣工 重要文化財)の東側に建ち 2棟の建物は 一連の府庁舎建物への導入路の景観として 歴史を感じる雰囲気醸し出している。
B) 全体構成		外観の基本的な形態は 合理主義的発想による 単純な箱型建物として構成され、半円アーチなどの装飾が随所にちりばめられている。 平面構成は中央の階段を軸に 左右対称型で 両翼は 中廊下形式(廊下を軸に左右に部屋が並ぶ形式)である。
C)外部	① 外装	外装は 全体を炔器質タイルの横目地張、窓は建物中央部を除き シンプルで 縦長を基本として等間隔に配置し 最上階(3階)は窓上部がアーチ状。 外装で装飾的な部分は 建物中央部(東西各玄関・階段部分)へ集中している。 正面玄関入口(西面)は アーチ状とし 人造石を彫った縁飾り。 その上階の窓は 抱き寸法を他の窓より深く取り 建物の奥行きを出し、3階部分は4連の縦長アーチ窓の間に柱頭がコリント式の 付け柱で 装飾。アール部分の窓はステンドグラス。 東面玄関は 現在 風防室で隠れているが 西側正面より小ぶりのアーチ状の出入口となっており 正面玄関同様に 人造石を彫った縁飾りとしている。 この上部の窓は3枚を縦方向に一体的に見せ これを3連とし 屋階まで伸びた壁と共に 東面にアクセントを付けている。壁最上部は人造石彫刻の ロンバルディアバンド(半円アーチが連続した帯飾り)で引き締めている。
	② 階段	大理石の腰壁。装飾をされた無目や堅牢な玄関扉廻りの木質部材。ステンドグラスの欄間窓。一段上がり 内部へ入ると 正面に堂々とした階段がある。これら一連の場所が複合し 玄関廻りを趣のある雰囲気醸し出している。 玄関正面の堂々たる階段は 各階共踊り場付きの両返し階段(踊り場から左右に上階への階段を設ける形式)で腰壁手摺などは大ぶりで がっしりとした意匠としている。 一方 梁型や壁と天井の交差部などは 細やかなモルディングが施されている。 踊り場の窓(東面)はステンドグラスが はめ込まれ 下階からも目に入る。 踊り場中央の天井には円形装飾が 施され 照明器具の取り付け跡が残る。 階段部分は 内部空間として 最重要な箇所である。
D)内部	③ 会議室(3階)・警察本部長室(2階)・警務部長室(3階)等	廊下側扉部分から室内まで 竣工当時の状態がよく保存されている。 一般執務室と比べ 2階警察本部長室、3階警務部長室、3階会議室は 細部も 丁寧な仕上げが感じられる。装飾も梁型や 天井の円形飾りなどなど 意匠密度が高い中で、抑制の効いたしつらえとしている。
	④ 廊下	廊下から 各執務室への出入口扉枠や窓枠 巾木類など 建設当時の造作技術の高さがうかがわれる。 廊下の天井の多くは 現在ボード類が張られており 建設時の状態は見られない。
	⑤その他	会議室以外の主要な部屋にも 壁上部のモルディングや天井に円形装飾が残っている。

参考資料

京都府警察史(Ⅲ) : 京都府警察本部  
府警察庁舎建築綴(行政文書) : 京都府土木部庶務課営繕  
近代京都の名建築 : (財)京都市文化観光資源保護財団  
京まちかどの西洋館 : (財)京都市交通事業振興公社

日本近代建築総覧 : 日本建築学会  
洋館意匠 : 鳳山社  
日本のテラコッタ建築 : LIXIL出版  
近代建築画譜(近畿編) : 近代建築画譜刊行会

(1) 外観意匠 (代表的なもの)





(2) 内部意匠 (代表的なもの)



正面階段



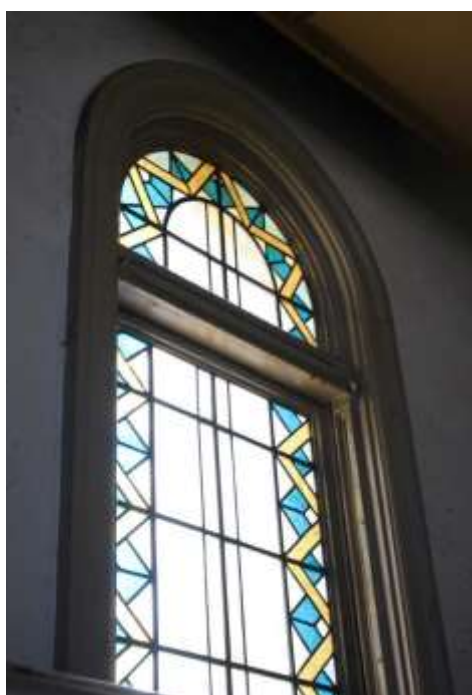
廊下



天井中心飾り(階段踊場)



天井モールディング(執務室)



ステンドグラス、アーチ状窓  
(踊場 東側最上階)



建具及び建具枠意匠  
(会議室)

## 5 耐震性を評価・検討するための課題

### 5-1 京都府警察本部本館の耐震性能

#### (1) 目標とする耐震性能

「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」に定められた耐震基準を目標とする。

##### ア 構造体の耐震性能

- 大地震動後、構造体に修繕を必要とする損傷が生じず、建物としての機能が確保される。
- 大地震動時における上部構造の変形が制限されたものであること。
- 基礎の構造は、その損傷により、上部構造に有害な影響を与えない。

##### イ 建築非構造部材の耐震性能

- 大地震動後、建物の継続使用、災害応急対策若しくは危険物の管理への支障となる損傷又は移動しない。

##### ウ 建築設備の耐震性能

- 大地震動後、損傷又は移動による被害が拡大しない
- 大地震動後、必要な建築設備の機能を直ちに発揮し、かつ、相当期間維持することができる。

#### (2) 耐震補強設計の方針

##### ア 構造体の耐震判定性能

- 補強後の耐震性能は実状に合わせて数値を設定する。  
(目標とする耐震性能 :  $I_s \geq 0.9$  、  $CTSD \geq 0.45$ )
- 耐震判定時の靱性指標が  $F=1.0$  以下で必要とされる耐震性能を満足し、層間変形角は  $1/250$  以下を原則とする。なお建築非構造部材及び建築設備についても、その変形により障害が生じないことを確認する。

##### イ 耐震診断計算の診断法

- 「目標とする耐震性能」を確保するため、3次診断的な考え方を取り入れ、崩壊モードを検証のうえ、第2次診断法を適用することで安全性を高める。

##### ウ 耐震診断計算に用いる基準

- 日本建築防災協会の「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」2001年版により必要に応じて2017年版を活用する。

##### エ 建物の保存

- 歴史的建造物の保存・活用に配慮して、歴史的価値が損なわれない補強計画を行うこと。

##### オ 耐震性能の判定

- 第三者機関による耐震補強診断の判定を受ける。  
(耐震診断は平成28年度に耐震判定取得済み)

##### カ その他

- 外観に影響を与えないよう補強は内部で行う。
- ドライエリア擁壁の老朽度調査及び安全性の検討を行う。
- 建築非構造部材、建築設備などにおいても耐震性能の目標の達成を図る。

## 5-2 耐震診断計算の診断法

### (1) 採用する診断法について

文献\*によれば、「第3次診断法（以下、3次診断、と略記する場合がある）では、保有性能基本指標 $E_0$ は、梁降伏型を含むフレームの降伏形、壁の基礎回転なども考慮して算出される。 $S_D$ 指標およびT指標は第2次診断法と同様に算出する。建物の特性が第2次診断法より更に詳細に検討されるが、現在の3次診断では構造物の崩壊モード（柱降伏か梁降伏か、あるいは壁がせん断破壊か曲げまたは回転降伏か、など）が診断で仮定するモードと実際の地震動に対する応答でも同じになることを条件にして算定される。したがって、3次診断が2次診断よりも信頼性が高くなるのは、確実に梁降伏型や回転降伏が生じる建物などである。ただし、これらの降伏機構は、計算上生じると判定されても、実際にそのような挙動になることは、さまざまな不確定要因が影響して、意図的に極めて注意深く設計された建物を除いてむしろ稀である、という経験的事実にも注意する必要がある。これは、旧基準による建物の場合だけでなく、現行基準によって設計された建物でも計算通りの崩壊形を実現するためには、まだ十分に考慮されていない要因があるためである。実際、最近の地震被害でも梁降伏型や壁の回転降伏の降伏機構が生じたと推定される建物の比率は極めて小さい。3次診断の結果を2次診断に優先して採用するのは、3次診断で想定している崩壊モードがほぼ確実に実現する可能性がある場合に限るのがよい。また、2次診断でも建物の一部に梁降伏や壁の浮上りなど崩壊モードを付加的に検討することは望ましい。」「2次診断よりも3次診断の信頼性が高いのは実際に梁降伏型や耐震壁の回転降伏が生じる建物の場合であるが、特に古い建物では、このような建物は少なく、被害例などもほとんどない。したがって、3次診断を行えば、ほとんどの場合で結果が精密なって判定の精度が向上する、とは必ずしもいいきれない。当面は、古い建物を対象にする場合は、必要に応じて3次診断的な考え方を援用して、2次診断を主体に適用することでも十分であろう。」とある。

以上を参考に、京都府警察本部本館建物については、国の庁舎が入居することも踏まえ、3次診断的な考え方を取り入れ、崩壊モードを検証のうえ、2次診断を適用することで安全性を高めることが適当と考えられる。

※ 一般財団法人日本建築防災協会 国土交通大臣指定耐震改修支援センター（2017）

『2017年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説 耐震改修促進法に基づく国土交通省大臣認定 耐震診断及び耐震改修に関する指針と解説』 一般財団法人日本建築防災協会

(2) 第3次診断的な考え方で検討

- 地震時の変動軸力の影響を考慮する。
- 梁降伏の柱への影響を考慮する。
- 補強壁（RC壁、鉄骨ブレース、木造パネル等）の耐力計算に浮き上がりを考慮する。
- 地中梁の取り付いていない柱の柱脚強度は、基礎の転倒モーメントを上限とする。
- その他
  - 梁の強度が低く耐震性能に大きく影響する場合は、梁の補強を検討する。
  - 基礎の検討を行い、必要に応じて地中梁増設、土間の補強も検討する。
  - 現状と改修後の積載荷重の変化に注意する。

(3) 第2次診断法による診断

- 「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」に定められた耐震基準を目標とし、耐震補強の診断は第2次診断法による。
- 耐震補強に係る判定は、現状の診断結果を生かして第2次診断法で評価を受ける。
- 全体に余裕のある耐震補強を行う。
- 第2次診断法で行うこととし、必要に応じた追加検討を行い、安全性を高める。
- 耐震補強は強度型とし、靱性指標  $F = 1.0$  で必要とされる耐震性能を満足させる。
- 耐力は分散してバランスのよい配置とする。
- 歴史的に特徴のある外観に影響を与えないよう耐震補強は内部で行う。

### 5-3 耐震診断計算に用いる基準

#### (1) 適用する耐震診断基準（日本建築防災協会発行）

2001年改訂版による。ただし、2017年改訂版を活用。

#### (2) 適用に当たっての考え方

- 2017年改訂版刊行に際して、「今次の改訂により、従来の基準、指針によって診断、改修を行った場合と極端に異なった結果が生じることにはならないと考えられるので、当分の間は、今次改訂版と旧版を併置し、どちらを用いて耐震診断・耐震改修を行ってもよいこととしたいと考えている。」と記されている。
- 2017年改訂版に対応した耐震診断ソフトは現在改訂中であり、診断実施時期には間に合わない見込みのため、現行の2001年改訂版ソフトを使用する。
- 2017年改訂版で重要な部分は直接入力等で対応する。

#### (3) 本建物診断に影響すると考えられる主な項目

##### ア 材料強度

補強部材に用いる材料強度 鉄筋→規格降伏点

##### イ 開口付耐震壁

終局強度の低減率

##### ウ 開口閉塞による耐震壁

終局強度の低減

##### エ 袖壁付柱

終局強度

反曲点高さ

靱性指標

##### オ その他

## 6 計画敷地の位置及び現況（平成 30 年 3 月時点）

計画敷地は市営地下鉄烏丸線の約 800m 西側に位置する京都府庁敷地である。

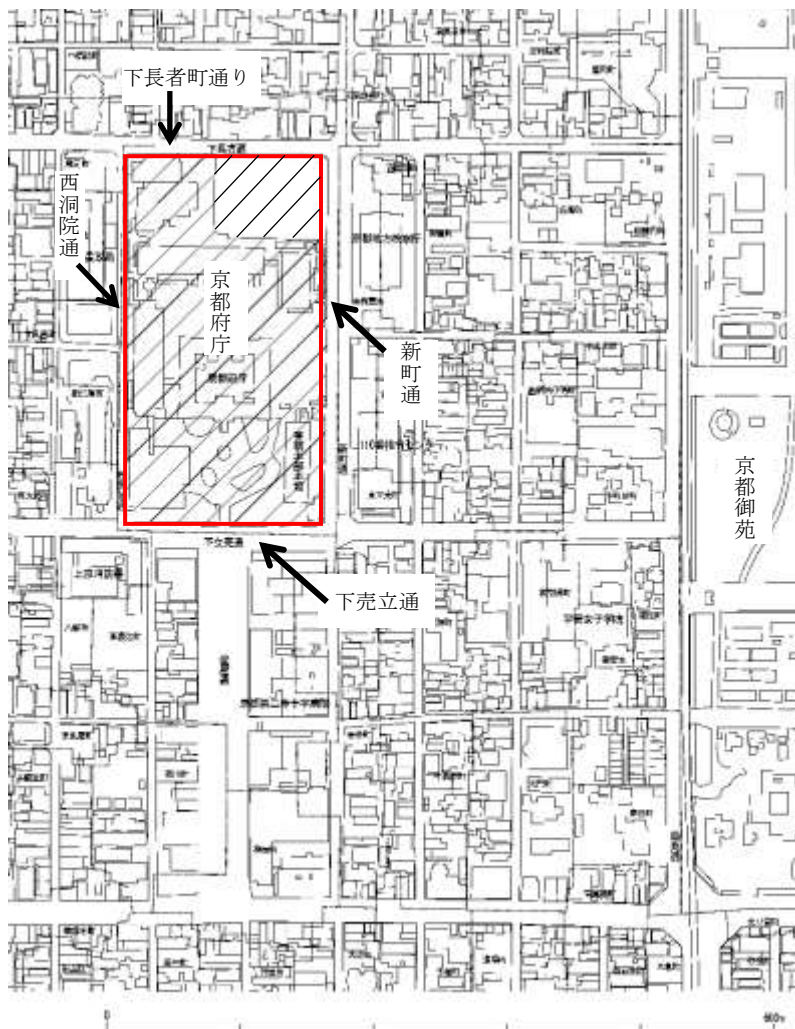
北側は下長者町通り、西側は西洞院通り、南側は下立売通り、東側は新町通りに囲まれており、府庁地区官庁街地区計画内にある。北側の住宅地を除く西・東・南側については京都府官庁施設が立ち並んでいる。

現在計画敷地内北側部分にて京都警察本部新庁舎の建設工事が行われている。  
(2020 年 3 月完成予定)

敷地内の京都府庁旧本館は平成 16 年に国の重要文化財に指定されている

### (1) 位置

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町



付近見取図

(2) 敷地面積

43,179.09 m<sup>2</sup>

(参考値：41,746.88 m<sup>2</sup> 平成27年7月京都府警察本部新庁舎建設工事基本・実施設計業務測量編より。)

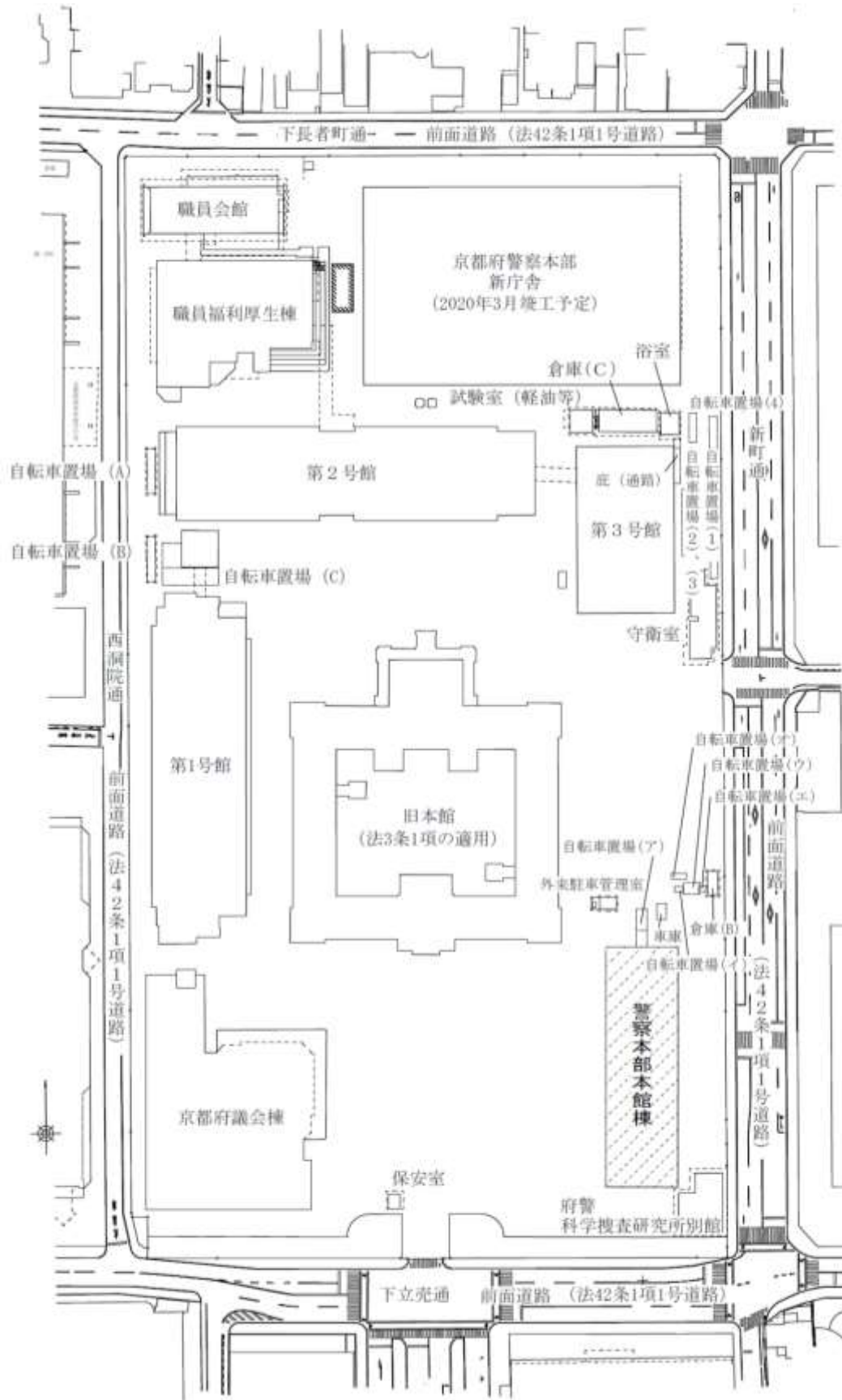
(3) 敷地の状況

- 敷地南側から北側に向けて敷地が約2.0m高くなり、緩く勾配がついている。東西方向はほぼ平坦である。
- 道路境界確定は新町通りの一部のみ確定している。

(4) インフラ関係

- ア 上水道 現在は京都府警本部別館から地下通路が通っており、その通路を経由して給水されている。本計画より新町通りの本管200Φよりの引込が必要になる。計画建物に対して単独の引込が可能である。(原則1敷地につき1引込まで。府庁敷地は1物に1引込が可能である)
- イ 下水道 新町通りに合流式300Φ～380Φの管渠がある。
- ウ ガス 新町通りに300Φのガス管がある。  
現在は警察本部本館に4本の引込があるが、1引込に整理が必要である。(原則1敷地につき1引込まで。府庁敷地は1建物に1引込が可能である)
- エ 電気 現在は110番センターより配電されている。本計画より府庁電力より配電を受けるか、新規の引込の検討が必要である。新規引込の場合は関西電力との協議が必要である。(原則1敷地につき1引込まで。)
- オ NTT 新町通りに地下配線あり。

(5) 現況配置図





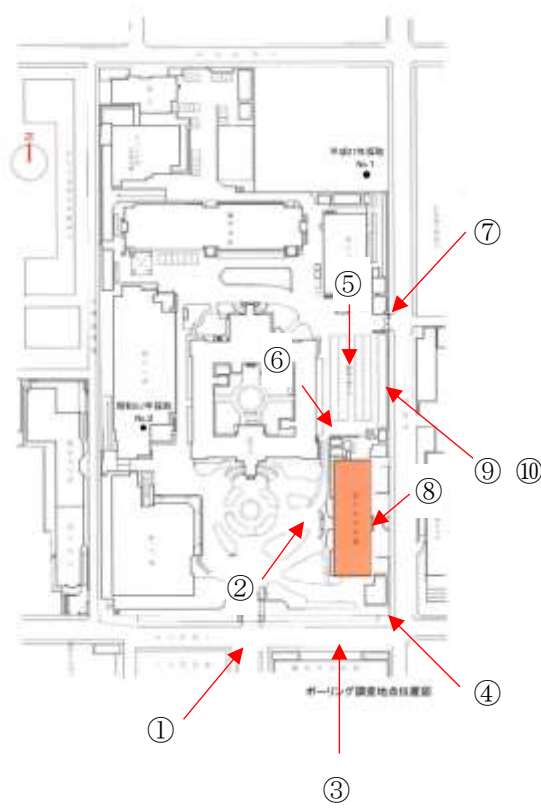
## (6) 現況建物リスト

建物名称	建築面積(m <sup>2</sup> )	容積対象床面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	備考
旧本館				法3条1項の適用
警察本部本館	1,060.700	4,280.840	4,280.840	※
京都府議会棟	2,113.497	6,601.146	7,668.532	
第1号館	2,153.580	13,802.920	15,203.810	
第2号館	2,224.749	14,868.766	16,787.315	
第3号館	930.900	3,759.740	3,759.740	
府警科学捜査研究所別館	152.330	236.740	236.740	
職員福利厚生棟	1,257.160	5,535.130	5,566.980	
自転車置場(A)	21.730		21.730	
自転車置場(B)	21.730		21.730	
自転車置場(C)	85.363		85.363	
自転車置場(1)	78.910		78.910	
自転車置場(2)	64.480		64.480	
自転車置場(3)	23.210		23.210	
自転車置場(4)	13.930		13.930	
保安室	11.940	11.180	11.180	
外未駐車場管理室	13.870	13.270	13.270	※
自転車置場(ア)	25.500		14.270	※
自転車置場(イ)	3.980		3.980	
自転車置場(ウ)	7.890		11.940	
自転車置場(エ)	1.930		4.310	
自転車置場(オ)	3.270		7.550	
車庫	2.660		10.320	※
守衛室	139.270	135.110	135.110	
庇(通路)	14.910	20.710	20.710	※
浴室	27.770	26.360	26.360	※
試験所(軽油等)	35.150	32.370	32.370	
京銀キャッシュコーナー	7.380	7.380	7.380	
倉庫(B)	15.940	15.940	15.940	※
職員会館	627.990	1,443.440	1,443.440	
倉庫(C)	79.460	155.320	155.320	
警察本部新庁舎	4,227.015	22,999.847	27,739.742	2020年3月竣工
合計	15,448.194	73,946.209	83,466.502	

参考面積表				
警察本部本館	建築面積(m <sup>2</sup> )	容積対象床面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	備考
財産上(公図)の数値	1,060.70	4,280.84	4,280.84	
警察本部新庁舎計画通知	1,242.35	4,969.33	4,969.33	
図面上の求積値	1,100.82	4,405.39	4,405.39	実測値ではない。
敷地面積				
財産上(公図)の数値	43179.09 m <sup>2</sup>			
測量数値	41746.88 m <sup>2</sup>			敷地求積図より

※は現行法に適合するための整備が必要な建物

(7) 敷地周辺写真



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩